

地域指定年度	平成19年度	
計画策定年度	平成21年度	
計画見直し年度	平成24年度	令和元年度
	平成25年度	令和2年度
	平成26年度	令和3年度
	平成27年度	令和4年度
	平成28年度	令和5年度
	平成29年度	令和6年度
	平成30年度	令和7年度

甲州農業振興地域整備計画書

令和8年2月

山梨県 甲州市

目 次

第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	
(1) 土地利用の方向	
ア 土地利用の構想	
イ 農用地区域の設定方針	
(2) 農業上の土地利用の方向	
ア 農用地等利用の方針	
イ 用途区分の構想	
ウ 特別な用途区分の構想	
2 農用地利用計画	
第2 農業生産基盤の整備開発計画	15
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	
2 農業生産基盤整備開発計画	
3 森林の整備その他林業の振興との関連	
4 他事業との関連	
第3 農用地等の保全計画	19
1 農用地等の保全の方向	
2 農用地等保全整備計画	
3 農用地等の保全のための活動	
4 森林の整備その他林業の振興との関連	
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	22
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	
3 森林の整備その他林業の振興との関連	
第5 農業近代化施設の整備計画	25
1 農業近代化施設の整備の方向	
2 農業近代化施設整備計画	

- 3 森林の整備その他林業の振興との関連

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 27

- 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向
- 2 農業就業者育成・確保施設整備計画
- 3 農業を担うべき者のための支援の活動
- 4 森林の整備その他林業の振興との関連

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画 29

- 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標
- 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策
- 3 農業従事者就業促進施設
- 4 森林の整備その他林業の振興との関連

第8 生活環境施設の整備計画 31

- 1 生活環境施設の整備の目標
- 2 生活環境施設整備計画
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連
- 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

第9 付図 32

- 1 土地利用計画図（付図第1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図第2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図第3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図第4号）
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図第5号）

別記 農用地利用計画

（1）農用地区域

- ア 現況農用地等に係る農用地区域
- イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

（2）用途区分

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、平成17年11月、旧塩山市、勝沼町、大和村の合併により誕生し、甲府盆地の東部に位置している。本市の西部から南部にかけては山梨市・笛吹市、東部は大月市、北都留郡丹波山村・小菅村、北部は埼玉県秩父市に接しており、都心から約100kmにある。

本市の人口は、令和2年現在（国勢調査）29,237人、世帯数は11,152世帯であり、人口は減少傾向が続いている。今後も少子高齢化を背景として、人口増加は期待できず、同様な傾向が続くと考えられる。令和12年の見通しは、総人口約26.1千人、総世帯数約10.8千世帯と推計している。

市の総面積は26,411haであり、そのうち森林が約8割を占め、北東部では秩父多摩甲斐国立公園に指定された山々をはじめ、清らかな水の流れる溪谷、河川等豊かな自然環境に恵まれている。南部では、山岳部と平たん部との間に重川、日川及びその支流によって形成された複合扇状地が広がり、ぶどうやもも等の果樹園が個性豊かな景観を形成するとともに、市街地と山間部に散在する集落では多様な生活圏が形成されている。本市の農業振興地域は、塩山駅を中心に形成される都市計画区域内用途地域及び北東部の秩父多摩甲斐国立公園特別保護地区等を除いた17,072haに設定されている。耕地は標高350～800mの間に分布しており、気候は内陸型で年間平均降水量は1,106.1mm程度、降水日数は年平均95.3日前後、また年間平均気温は14.1℃である。

本地域では豊かな自然と恵まれた気候・風土を活かし、ぶどう、もも、すもも、かき、おうとうなどの果樹栽培を中心とした農業が基幹産業となっており、品質、生産量とも「フルーツ王国山梨」における中核的な果樹産地となっている。また、日本固有の個性を持ち、本市が発祥の地でもある甲州ぶどうから醸造される甲州ワイン、ころ柿などの加工品、ワインを給与して育てる銘柄豚肉「ワイントン」や、通年に及ぶ観光果実園、四季折々の美しさを見せる果樹園の景観は、世界農業遺産に認定された峡東地域を構成する本市にとって、貴重な地域資源となっている。

今後はこうした地域農業特性の上にならって、やまなし農業基本計画との整合を図り、意欲のある農家や新規就農希望者に対する支援策を充実させ、担い手の育成・確保に努める。あわせて地球温暖化に伴う気象条件等の変化に適応できる栽培方法の確立や世界農業遺産の認定を活かしたブランド化の推進に向けたより具体的な取り組みを促進するため、フルーツ山梨農業協

同組合などの関係機関と連携しながらぶどう、もも、すもも等の安定生産、高品質化に向け生産技術を確立し、農業者にフィードバックすることで持続的な農業経営体の育成を図る。

平成 17 年の甲州市誕生にあたり、まちづくりの将来像を「豊かな自然 歴史と文化に彩られた果樹園交流のまち 甲州市」と定め、平成 30 年 3 月に策定し、令和 5 年 3 月に中間見直しを行った「第 2 次甲州市総合計画」において、市が目指す将来像とそれを実現するための基本目標及び基本施策を定めている。

本総合計画では、土地利用の基本方向として利用区分別に、農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地、その他としてそれぞれ方向性を掲げており、農地については「優良な果樹園や農地を保全する仕組みを強化する」、「市街地内農地や無秩序な宅地化が進行する農地の見直しを図る」、「果樹園風景を守るため景観を乱す土地利用のコントロールを推進する」、「観光資源との連携や都市との交流を促進する」の 4 つの方向性を掲げている。

農業振興地域整備計画においても、これらの 4 つの方向性を踏まえながら、農用地の確保・保全を推進するとともに、地域の振興に必要な農業以外の様々な土地需要との調整に留意しながら、秩序ある土地利用を図る。農用地に介在または隣接する農業用施設用地については、農用地の集団性を維持するために重要な役割を有していることから、当該農用地と一体的に保全する必要があり、農業用施設用地として確保する。

さらに、総合計画における果樹・農林業のめざす施策の方向として、「担い手不足と遊休農地の解消並びに生産力の維持・向上のため、移住や継承、若年層から定年退職者も含め、若年層の支援を中心としつつも、多様な新規就農者数の拡大」、「農福連携や地域おこし協力隊制度の活用などによる農作業受委託を進め、農家の作業負担の軽減」、「果樹産地として高品質な果樹の生産と世界農業遺産認定を活かしたブランド化の推進」、「認定農業者制度などを活用した農業従事者支援と新規就農希望者への支援の充実」、「農業経営の法人化の促進や 6 次産業化の推進、スマート農業の導入支援などによる農業の競争力の向上」を掲げている。

これらを実現するための取り組みとして、認定農業者制度の活用・充実、農地の集積による規模の拡大、定年退職後の帰農や I ターン・U ターン者による新規就農者の確保・育成といったプログラムを包含した市独自の就農定着総合支援制度、就農に特化した地域おこし協力隊制度、企業の農業参入促進、スマート農業導入促進、多面的機能支払交付金等を活用することにより、高品質な農産物の生産や農地・水路等の保全管理と農村環境の保全向上の支援を図る。

加えて、関係機関・団体との連携のもと、世界農業遺産認定のメリットを活かし、果樹等の高品質化に向けた取り組みを進めていくため、造り手の顔が見える生產品の産出、日本ブドウ産地協議会等による「果物の輸出」支援への取り組み、観光・交流事業との連携による農業の活性化に向けたグリーンツーリズムや農業体験、「歩くこうしゅう」や「ワインツーリズム」等の取り組みの促進を行う。

また、遊休農地の正確な基礎情報を把握するため、農地法に基づき毎年度実施している農地利用状況調査結果のデータを市独自の取り組みにより GIS と連動する形で地図化し、地区単位

の実態を明らかにするとともに、この基礎情報を活用することで農地貸借を希望する人同士をつなげ、耕作放棄地の発生抑制と再生活用に努める。さらに、農地中間管理事業を利用し、認定農業者等を中心とする担い手へ農地の集積を図っていく。その一方で、混住化が進展している地域での市民農園の開設や学校教育と連携した農業体験、都市と農村の交流の場として観光農園などの活用を推進する。

このような農業生産を展開するうえで基盤となる優良農地の確保を基本として、引き続き農村地域の秩序ある土地利用を推進するとともに、担い手の確保・育成を図り、地域の成り立ちや風土などを考慮して、塩山地区、勝沼地区、大和地区の三地区に大別して農業振興を計画的に進めていく。

塩山地区は、地区南西部の山梨市との境界から大菩薩嶺のふもとまで標高差が500m以上もあり、その差を利用して同一作目同一品種であっても収穫期をずらせる利点があり、農業経営の幅が広げられる効果があるため、生産性の高い果樹の一大産地として大消費地である首都圏等への供給基地の役割を果たしている。

しかし、中山間地である神金、玉宮、大藤、松里地域を中心に、担い手不足や耕作放棄地の増加という問題が深刻化しており、生産基盤の脆弱化が見え始めている。

このような問題の解決に向け、農地中間管理事業などを活用し、耕作放棄地の新たな発生を抑制するとともに、新たな担い手確保と併せて栽培品種の選定や機械化・施設農業の導入等による経営面積の拡大、農道、水路、ほ場整備事業など基盤整備を行い、優良農地の確保に努める。

勝沼地区においては、ぶどう栽培が盛んで、生食用のほか甲州ぶどうを中心に醸造用ぶどうも集団的に生産されている。ワイン醸造産業も盛んであり、30を超えるワイン醸造所が集積し、ぶどうを基幹とした農業と醸造業、さらに観光産業との調和のとれた展開が図られてきた。

しかし、海外産ワインの流入や国内における他産地の追い上げ、収益性の高い品種への転換が進行し、主力品種である甲州ぶどうの生産量は減少傾向にある。一方で、担い手不足等を背景に、中山間地域においては、耕作放棄地が増加傾向にある。

このため、今後とも「ぶどうとワインのまち」を指標に置いて、ぶどう・ワイン産業の振興を図っていくこととし、山際の生産地については、地理的特性等の観点からワイン醸造専用種を中心とした栽培を、また平坦地については、市場集荷及び直売を目指した高品質の生食用ぶどうを中心とした栽培を推進し、土地の有効活用を目的とした生食用と醸造専用種の棲み分けを図る。

さらに、ぶどうの省力化栽培技術や、IoT、ICT、AIの導入による経営形態の改善、近年の異常気象を受けての雨除け施設栽培への段階的な移行、果樹園で剪定枝を炭化し土壌に貯留することなどで大気中の二酸化炭素の放出を低減する4パーミル・イニシアチブの取り組みの推進を図るほか、後継者育成の促進、担い手対策、樹園地整備、低コスト生産体制の強化を図るとともに、基盤整備を行い、農地の減少や耕作放棄地の増加に歯止めをかけ、農地の保全を図る。

大和地区においては、山間地特有の傾斜がある農用地が多いが、気候条件や農地が標高 450m～1,100m の間に点在するといった利点を生かすことによって、ぶどうやもも、すもも等の果樹栽培や野菜等を組み合わせた複合経営（果樹複合・果樹野菜複合）を展開してきた。さらには、道の駅甲斐大和を拠点とした直販や特産のそばを中心に農産物と観光を結びつけた観光農業も展開している。

近年は、農業従事者の高齢化が一層増進し、域内後継者の地区外流出も相俟って、耕作放棄地の増加が顕著に見られるようになってきている。

このため、地区の地形や労働力にあった作物・作型の導入を進めるとともに、農道、水路等の整備に努め、既存の温泉、レジャー施設、山岳観光、道の駅等の観光拠点施設を活用した観光農業、産地直売等を取り入れた農業の振興を図る。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (R5)	2,209.1	12.9	7.6	0.0	11,764.3	68.9	601.0	3.5	31.0	0.2	2,459.0	14.4	17,072.0	100.0
目標 (R14)	2,189.8	12.8	8.3	0.0	11,725.9	68.7	611.0	3.6	36.0	0.2	2,501.0	14.6	17,072.0	100.0
増減	-19.3		0.7		-38.4		10.0		5.0		42.0		0.0	

参考資料：市資料、甲州市国土利用計画

イ 農用地区域の設定方針

(7) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本市の現況農用地 2,209.1ha のうち、a 集团的に存在する農地、b 土地改良事業またはこれに準ずる事業の施工にかかる区域内にある土地、c それ以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地に該当する農地 2,100.6ha について、農用地区域を設定する方針である。ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

(a) 集落区域内に介在する農用地

- ・塩山地区 107 集落 19.4ha
- ・勝沼地区 53 集落 39.8ha
- ・大和地区 9 集落 19.4ha

(b) 自然な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

(傾斜度または日照時間等からみて劣悪な条件下にある農用地)

- ・塩山地区 4.8ha
- ・勝沼地区 1.5ha
- ・大和地区 15.8ha

(c) 中心集落の整備に伴って拡張の対象となる農用地

該当なし。

(イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

該当なし。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの 約 7.6ha の農業用施設用地について、農用地区域を設定する方針である。

農業用施設の名称	位置（集落名等）	面積(ha)	農業用施設の種類
上塩後果実組合選果場	塩山	0.012	選果場
上塩後果実組合選果場	塩山	0.010	選果場
上塩後果実組合選果場	塩山	0.012	選果場
上塩後果実組合選果場	塩山	0.019	選果場
下萩原果実組合選果場	塩山	0.038	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	塩山	0.012	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	塩山	0.091	選果場
下塩後果実組合選果場	塩山	0.029	選果場
下塩後果実組合選果場	塩山	0.001	選果場
下塩後果実組合選果場	塩山	0.028	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	大藤	0.195	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	大藤	0.010	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	大藤	0.004	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	大藤	0.130	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	大藤	0.256	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	大藤	0.006	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	大藤	0.219	選果場
丸宮共選所選果場	大藤	0.059	選果場
中牛奥共選選果場	奥野田	0.028	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	0.014	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	0.116	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	0.030	選果場
奥野田葡萄酒醸造株式会社醸造用施設	奥野田	0.103	醸造用施設
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	0.061	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	0.083	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	0.003	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	0.080	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	0.054	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	0.080	選果場
向山蘭園育苗施設	奥野田	0.120	育苗施設
向山蘭園育苗施設	奥野田	0.045	育苗施設
向山蘭園育苗施設	奥野田	0.132	育苗施設
向山蘭園育苗施設	奥野田	0.076	育苗施設
向山蘭園育苗施設	奥野田	0.002	育苗施設
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	0.069	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	0.128	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	0.023	選果場

農業用施設の名称	位置（集落名等）	面積(ha)	農業用施設の種類
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	0.010	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	0.076	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	0.118	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	0.026	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	0.005	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	0.069	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	0.068	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	0.052	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	0.087	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	0.004	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	0.122	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	0.059	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	0.054	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	奥野田	0.070	選果場
丸奥西部果実組合選果場	奥野田	0.034	選果場
丸奥西部果実組合選果場	奥野田	0.031	選果場
萩原養豚組合たい肥舎	神金	0.110	たい肥舎
フルーツ山梨農業協同組合選果場	神金	0.181	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	神金	0.009	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	神金	0.017	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	神金	0.020	選果場
フルーツ山梨農業協同組合農機具格納庫	神金	0.030	農機具格納庫
向山蘭園育苗施設	神金	0.357	育苗施設
ミソカワイントン豚舎養豚施設	神金	0.124	養豚施設
ミソカワイントン豚舎養豚施設	神金	0.209	養豚施設
ミソカワイントン豚舎養豚施設	神金	0.111	養豚施設
フルーツ山梨農業協同組合選果場	玉宮	0.175	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	玉宮	0.023	選果場
9 8 WINE`s醸造用施設	玉宮	0.041	醸造用施設
9 8 WINE`s醸造用施設	玉宮	0.021	醸造用施設
9 8 WINE`s醸造用施設	玉宮	0.020	醸造用施設
9 8 WINE`s醸造用施設	玉宮	0.016	醸造用施設
9 8 WINE`s醸造用施設	玉宮	0.023	醸造用施設
東方農事組合選果場	松里	0.018	選果場
藤木総合組合選果場	松里	0.037	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	松里	0.118	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	松里	0.063	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	松里	0.041	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	松里	0.014	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	松里	0.006	選果場

フルーツ山梨農業協同組合選果場	松里	0.004	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	松里	0.090	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	松里	0.105	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	祝	0.077	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	祝	0.012	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	祝	0.021	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	祝	0.086	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	祝	0.070	選果場
フルーツ山梨農業共同組合定置配管施設	祝	0.007	定置配管施設
フルーツ山梨農業共同組合定置配管施設	祝	0.047	定置配管施設
佐藤観光農園施設	祝	0.082	観光農園
佐藤観光農園施設	祝	0.068	観光農園
マルエス農園作業場・農舎	勝沼	0.063	作業場・農舎
フルーツ山梨農業協同組合選果場	勝沼	0.572	選果場
フルーツ山梨農業協同組合果樹棚	勝沼	0.110	果樹棚
フルーツ山梨農業協同組合果樹棚	勝沼	0.151	果樹棚
赤坂果実出荷組合選果場	東雲	0.005	選果場
東雲第二果実組合選果場	東雲	0.010	選果場
第一果実出荷組合選果場	東雲	0.015	選果場
フルーツ山梨農業協同組合たい肥舎	東雲	0.144	たい肥舎
フルーツ山梨農業協同組合たい肥舎	東雲	0.025	たい肥舎
丸小果実出荷組合選果場	東雲	0.103	選果場
丸東果実出荷組合選果場	東雲	0.012	選果場
横落果実出荷組合選果場	東雲	0.066	選果場
にこにこ農園直売所	東雲	0.017	直売所
にこにこ農園直売所	東雲	0.071	直売所
フルーツ山梨農業協同組合選果場	菱山	0.333	選果場
共和地区出荷組合選果場	共和	0.016	選果場
フルーツ山梨農業協同組合選果場	共和	0.181	選果場
計		7.610	

※面積は四捨五入

(I) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域の農地面積は、都市的土地利用の増加、農業の担い手の高齢化による農地の遊休化等によって減少傾向にあるが、全国有数の果樹地帯の維持・発展に向けて、より生産性の高い農業を目指し、スマート農業の積極的な導入、果樹の産地化・ブランド化の推進、生産基盤整備の推進、農地の集約化などにより優良農地の確保に努めていくこととし、各地域における農地等利用の方針を次のとおりとする。

塩山地域においては、公共・商業施設や商店、住宅等が集積する市街地が点在し、主要道路を中心に今後も発展すると見込まれているため、都市的整備と優良農地の区分けを調整しつつ、計画的な土地利用を図るとともに、傾斜の緩やかな樹園地が集团的に形成されている地域においては、ぶどう、もも、すもも、かき、おうとう等の果樹振興を一層推進する。塩山北部の丘陵地帯については、原料ぶどう不足を背景にワイン生産者によって約4ヘクタールの広さを有するほ場を開墾した事例があることから、ワイナリーの自社農場としての利用促進を図り、担い手の確保と併せて農道、水路、ほ場等の整備に努める。

勝沼地域においては、ぶどうづくりを生活の基礎に置き、家並みとぶどう園が調和したぶどう団地が形成されている。中心部や幹線道路沿線等、市街化の進む地域においては、秩序ある土地利用を図り、農地の集団性を確保できるよう努めるとともに、傾斜の緩やかな樹園地が集团的に形成されている地域においては、ぶどうやもも等の果樹振興を一層図ることで、担い手の確保と併せて農道、水路、ほ場等の整備に努める。特にぶどうについては、生食用と醸造専用種の棲み分けを図りながら、高品質・安定生産技術の確立に努める。

大和地域においては、これまで培ってきたぶどうやもも、すもも等の果樹を中心に安定した生産量の確保と栽培者の経営安定を図りながら、産地直売等農業経営を継続し、農道、水路等の保全に努め、農地の確保を図る。急傾斜な小規模農地や高齢農業者による経営等、厳しい条件下においても、省力化技術や高付加価値品種等の導入により、農業生産の維持継続に努めることで国土の保全等の多面的機能の確保を図り、耕作放棄地の抑制に努めるとともに、標高差を活用したそば・野菜等を組み合わせた複合経営を進めることで農地の有効利用を図る。

単位：ha

	地域番号	地域名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
			現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
塩山	A-1	塩山	268.9	268.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.0	269.1	269.1	0.0	0.0
	A-2	奥野田	147.0	147.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	2.1	0.0	149.1	149.1	0.0	0.0
	A-3	松里	287.8	287.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.0	288.3	288.3	0.0	0.0
	A-4	神金	235.3	235.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	1.2	0.0	236.5	236.5	0.0	0.0
	A-5	大藤	174.4	174.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.9	0.0	175.3	175.3	0.0	0.0
	A-6	玉宮	165.9	165.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0	166.2	166.2	0.0	0.0
		小計		1,279.3	1,279.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.2	5.2	0.0	1,284.5	1,284.5	0.0	0.0
勝沼	B-1	勝沼	172.2	172.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.9	0.0	173.1	173.1	0.0	0.0	
	B-2	祝	191.2	191.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.0	191.7	191.7	0.0	0.0	
	B-3	東雲	201.7	201.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.0	202.2	202.2	0.0	0.0	
	B-4	菱山	161.7	161.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0	162.0	162.0	0.0	0.0	
		小計		726.8	726.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2	2.2	0.0	729.0	729.0	0.0	0.0
大和	C		94.5	94.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.0	94.7	94.7	0.0	0.0	
計			2,100.6	2,100.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.6	7.6	0.0	2,108.2	2,108.2	0.0	0.0	

※資料：市統計

イ 用途区分の構想

本市の農地は、その大半が樹園地であり、ぶどう、もも、すもも、かき、おうとう等の果樹栽培が盛んに行われている。気象条件の変化もあって、ぶどうでは、露地栽培と組み合わせた施設栽培が段階的に普及している。今後も果樹栽培を中心とした樹園地としての利用を図る。

普通畑については、塩山地区等で各種野菜が栽培されているが、自家消費が多く含まれる。今後はいちごやトマト等の施設栽培や付加価値の高い作物を中心に、生産拡大を図ると同時に、地産地消として多品目少量生産の栽培体系によって、畑地の効率的な利用を進める。

その他、田については、塩山地区にわずかにあるものの、勝沼地区及び大和地区には無い。採草放牧地や混牧林地についても、本市には無い。

農業用施設用地については、選果場及び温室等として利用されている用地があり、地域農業の生産・流通に大きく貢献しており、今後はより効率的な活用を図りつつ継続的に農業用施設用地として利用する。

(7) 塩山地区

a 塩山地域

塩山地区の中心部に位置し、JR 中央本線の塩山駅、甲州市役所本庁、商店街が展開する都市計画区域内の用途地域に隣接した地域である。

地域内を南北に走る塩の山・西広門田線、地区の西側を南北に走る市道、及び東側に同じく南北に走る国道 411 号バイパス、東西に走る市道下塩後 22 号線などの主要道路の整備が完

了し、居住地及び商業地が農用地区域に広がりつつある。

今後も、秩序ある土地利用を前提に優良農地の確保を図るとともに、観光農業の支援を本地域と奥野田地域を一体的に位置づけながら推進し、果樹栽培を主体とした農用地利用を図る。

b 奥野田地域

塩山地区の南部に位置し、地域内には国道 411 号等の幹線道路が整備され、商業地が形成されつつある。

北部の塩山地域境の市道下塩後 22 号線、国道 411 号バイパスの整備が完了したことにより、市街化が増進したため、都市的整備と優良農地の確保のための規制と誘導を図りつつ、秩序ある計画的な土地利用を進める必要がある。

東部は、ぶどう、もも、おうとうの一大産地であることから、フルーツ山梨農業協同組合や商工会、観光協会とも連携して産地や農産物の PR を行い、さらにフルーツラインとのアクセス性を高める農道等の整備も進んでおり、今後さらなる観光農業の推進を図る。

このような観光農業と連携しながら、都市と農村との交流を図り、地域の活性化を進めていくなかで、優良農地の保全を図る。

c 松里地域

塩山地区の西部に位置する南北に長い地域である。南部には県営住宅、北部には市営定住促進住宅がある。また北部にはフルーツラインが通り、そこに面して高台に塩山ふれあいの森総合公園が立地する。三日市場・小屋敷区域では農村地域工業等導入促進法（平成 29 年の法改正により「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に名称変更）により企業を誘致して、定住化と雇用の拡大を図ってきた。

その一方で、神社仏閣等文化財が地域的に集積されており、甲州民家やセギ等歴史文化が域内に息づくとともに、ウォーキングイベント等の開催を通して地域内外との交流が盛んに行われている。また、雁坂トンネルの開通及び西関東連絡道路の全面供用開始により、北関東四県からの観光客が増加している。

さらに、伝統的な特産物である加工用かき（ころ柿）の生産も盛んに行われ、古い民家の軒先に吊されたころ柿の景観は、甲州を代表する晩秋の風物詩ともなっていることから、観光資源としても十分な魅力を備えている。

今後は、観光と連携した新しい形態の農業を模索するとともに、ころ柿の販路開拓や食品開発を積極的に進め、アグリビジネス推進などの取り組みを通して、優良農地の有効利用を図る。

d 神金地域

塩山地区の北東部に位置し、三方を山に囲まれた山間傾斜地である。地域の中心部を重川

が流れ、東側を県道塩山停車場大菩薩嶺線、西側を国道 411 号線が走り、集落はこの 2 本の道路沿いに広がっている。

なだらかな農用地では、主としてすもも、もも等の果樹が栽培されている。また、養豚農家が存在している地域でもある。

しかし、他の地域にもみられるように担い手の高齢化が一層進行しており、近年、耕作放棄地が増加してきている。そのような中で、「甲州市交流保養センター・大菩薩の湯」が観光拠点に位置付けられることから、温泉施設と併設して地元農作物の直売所、農村と都市住民との交流を深めるための広場を設け、農業の振興と農村の活性化を推進している。さらに、ワイナリーの自社農場による生産基盤が整備されている。

今後も果樹生産を主体とし、畜産業と有機的な連携をした農業を推進していくとともに、耕作放棄地が多く存在している区域については、再生活用を図るなど、優良農地の保全を図っていく。

e 大藤地域

塩山地域と神金地域の間に位置し、神金地域と同じく県道塩山停車場大菩薩嶺線と国道 411 号線に沿って集落が広がっている。

もも、すもも等の果樹栽培が中心で、特にももの生産量は塩山地区の出荷量のうち約 35% を占めている。ももの生産拡大には地域全体で取り組み、いち早く“光センサー”による共選を導入し品質の向上を図るとともに、「大藤のもも」という地域ブランドの確立に努めてきた。

地域南部の山すそに広がる急傾斜地では中山間地域総合整備事業による「ほ場整備」を平成 10 年度から行い、平成 13 年度末に完成し、「らくらく農園」として集落営農が行われている。また、平成 20 年度には畑地帯総合整備事業によるほ場整備を行い、「第 2 らくらく農園」、さらに平成 29 年度は、経営体育成基盤整備事業によるほ場整備を行い、「第 3 らくらく農園」として規模拡大を行った。

今後も、「大藤のもも」の地域ブランドの保全に努めながら、優良農地の保全を図っていく。

f 玉宮地域

塩山地区の北部に位置し、地区のなかでは最も急傾斜の地帯である。地域の中心を県道平沢千野線が走り、集落はこの道路沿いに広がっている。南部と北部の標高差は 200m～300m 程度で、南部は主としてももやぶどう、北部はすもも等が栽培されている。

平成 20 年度から 30 年度にかけては、有害鳥獣による被害が多発していたが、猟友会の協力により駆除が行われ、さらに、県の中山間地域総合整備事業等により、有害獣防止施設の設置効果が表れ、未然防止につながっている。

また、平成 30 年度には、ワインメーカーが新規参入し、地域でのワイン醸造用ぶどう栽培

に取り組むとともに、農泊、農業体験、地域人材育成など同地区の活性化に貢献している。

今後は、大菩薩嶺に近い山間で人里から遠く農業に専念できる環境を生かし、生産体制の確立等、地域にあった農業生産基盤整備を推進するとともに、優良農地の保全を図る。

(4) 勝沼地区

a 勝沼地域

標高 360m～430m までの平坦地と標高 500m 付近までの東部山岳傾斜地帯からなり、古くからぶどうを基幹作物とする樹園地帯が形成されてきた。なかでも田草川南に広がる区域を中心に団地化した農地でぶどう栽培が行われており、ハウス栽培も盛んである。見渡すかぎりのぶどう畑は、ぶどう発祥の地と言われる勝沼ならではの景観を形成している。また、笹子峠から吹き出す季節風である「笹子おろし」は、おいしいぶどうを育むという説もある。

さらに、旧国道 20 号線を中心に数多くの観光農園があり、今後ともこれら観光拠点とも連携を図りながら、高収益農業を推進していく。

勝沼地区の中心であるため住宅地の需要も多いが、集団的農地の確保を行い、秩序ある土地利用を図る。

b 祝地域

標高 370m の平坦地と、標高 400～490m の扇状地からなる当地域は勝沼地域とともに古くからぶどうを基幹作物とする果樹地帯として産地が形成されてきた。一戸当たり経営規模は勝沼地区では最も小さい。甲州ぶどう発祥伝説のひとつである 1186 年（文明 2 年）の「^か雨宮勸^げ解^ゆ由伝説」当人は同地の住人であるため、歴史的価値を有する。

日川と国道 20 号に挟まれた平坦な地域と国道 20 号より南側の扇状地に集団的な農地が広がり、ぶどうを中心とした栽培が行われている。特に標高の高い中央道の南側については、今後も醸造専用種を中心とした栽培を推進していく。

c 東雲地域

標高 350～400m の平坦地からなる農地は、ももやぶどうを主体とする果樹地帯として産地形成がなされてきた。経営規模は勝沼地区のなかでは比較的大きい。近年は担い手も漸増しており、施設栽培への移行も進んでいる。

鬢櫛川の北側の塩山地域に接するあたりに集団的な農地が広がり、主としてぶどうが栽培されている。また鬢櫛川と重川の合流点の南側で田草川に挟まれた区域にも集団的な農地が広がり、ももを中心とした栽培がなされている。

重川の西側は山梨市に接するため宅地需要が多く、県住宅供給公社が分譲した「四季の里・勝沼」への定住化と併せ、近傍においても新住民が増加してきている。

また、国道 411 号は拡幅工事が進められており、完了が近づいている。幹線道路としての重要性や利便性が一層大きくなるため、観光、商業地、住宅地としての土地需要が一層増加すると考えられ、これらの非農業的土地利用と優良農地の確保との調整を十分図りながら、果樹農業の振興を図っていく。

d 菱山地域

標高 450～650m の北西部への傾斜地帯からなる農地はぶどうを主体とする樹園地帯として産地形成がなされてきた。ぶどう生産に従事する篤農家の割合も高い。勝沼地域に接する南部には集団的な農地が広がり、ぶどう栽培が行われている。また、集落内の農地では、一部で花き栽培も行われている。

系統出荷が大半であるが、地域内には JR 勝沼ぶどう郷駅や「ぶどうの丘」があり、都市からの来訪者が多いため、観光客を対象としたぶどう農業の振興を図るとともに、当地域の丘陵地は眺望に恵まれているので、果樹園や里山など自然景観の維持・形成を図り、良好な景観を守り活かし、育てる取り組みを推進する。

また、農業従事者の高齢化による離農、担い手不足等による耕作放棄地の発生を抑制するため、経営安定に資する県営畑地帯総合整備事業や基盤整備事業によるほ場整備を計画的に進めている。

(ウ) 大和地区

当地区は旧大和村をエリアとし、地区の中心を貫流する日川に沿った平坦地に農地と集落が散在するが、地区の大半は急傾斜の山岳地帯である。農地は標高 450～1,100m の間に点在する。

地区の西部から中心部にかけて、ぶどう、もも、すももを主体とする果樹栽培が行われている。今後、観光園における農作業体験を取り入れた観光農業等の農業経営を促進し、農地の有効活用を図る。

地区の南西部から東部にかけては急傾斜地の山村地帯で、生産者の高齢化と後継者不足が特に著しく農地のかい廃が進行している。このため標高差を活用したそば・野菜等を組み合わせた複合経営を進めることで農地の有効利用を図る。

ウ 特別な用途区分の構想

(7) 塩山地区

該当なし。

(イ) 勝沼地区

該当なし。

(ウ) 大和地区

該当なし。

2. 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市ではこれまで、地域農業の安定的発展のために欠かせない優良農地の確保とこれを最大限に有効に活用するため、農道、水路、畑地かんがい施設の整備を進めてきた。特に、地域内の基幹道路であるフルーツラインの開通に伴い、中央道勝沼インターチェンジからのアクセスも利用頻度が高まり、基盤整備を契機として、勝沼地区のぶどう、塩山地区のもも、すもも、おうとう等「観光」と「農業」が一体化し、市産農産物の高付加価値化に向けた取り組みが図られてきた。

今後も、既存の農道や農業水利施設は補修・維持管理により長寿命化してライフサイクルコストの低減を図り、また、ほ場の簡易整形等地域の実態に即した手法も併せて用いる。これらの農業生産基盤を有効に活用することによって農業生産の持続と効率化を目指す。

さらに、果樹産地の体質強化を図るとともに、果樹産地を維持・発展させるため、産地としての将来構想や整備計画を策定し、その実現に向けた樹園地の基盤整備と併せて果樹経営支援対策事業等を活用し、品目、品種転換、施設化等の支援を行う。加えて、既存産地の再編整備を進めるやまなし果樹産地施設等整備事業に取り組む。

なお、生産基盤整備にあたっては、生態系や自然環境、あるいは世界農業遺産認定の甲州式ブドウ棚等の農村景観の配慮に努める。

本市果樹農業を取り巻く厳しい状況に対応し、これを打開していくためには、農業者自らが新しい農業の展開への自覚とその組織力を結集していく必要がある。そのため、市が世界農業遺産認定による果樹農業の振興策を進めるとともに、既存果樹園の再整備や農業生産組織の育成強化等に継続して取り組む。

(1) 塩山地区

ア 塩山地域

塩山地域では、千野・下萩原区域において畑地かんがい施設・樹園地農道等各種事業を実施してきたことを踏まえて、ぶどうやもも、さくらんぼ狩り等の観光農業を一層強化する。また他の区域は宅地との混住化を防止しつつ、周辺地域との有機的連携を一層深めるため、生活に密着した集落道、生産に直結する農道・水路等の整備に努める。

イ 奥野田地域

奥野田地域は、市道上於曾 81 号線（塩山バイパス）によって二分され、沿線では宅地化が進行している。さらに、国道 411 号線バイパスの拡幅と市道下塩後 22 号線の開通に伴い、宅地化がますます増進していくと見られている。牛奥・西野原区域は、農村地域活性化農道整備事業及び畑地帯総合整備事業により整備を行った農道の有効利用を図りながら、フルーツラインとの連携を視野に入れていく。また、ぶどう、すももについては、令和 4 年度にフルーツ山梨農業協同組合の塩山・奥野田牛奥・千野の共選所を統合し、熊野地区内に塩山統合共選所が建設され、令和 5 年度出荷分より供給が始まった。今後は、海外輸出に向け体制を整備し、海外市場への販路拡大を図る。

ウ 松里地域

松里地域は、小屋敷・藤木・下柚木区域にかけて、かき、もも、ぶどうの一大果樹地帯であって、これら品目が集団的に生産されており、フルーツラインやそれに接続する樹園地農道も整備されている。さらに、山梨と埼玉を結ぶ雁坂トンネル及び西関東連絡道路からのアクセスの良さを活かして、地域農業の活性化を図るため観光農園等を推進する。

エ 神金地域

神金地域の基幹作物は、すももやもも等の果樹であるが、畜産や花き栽培等も行われており、経営が多岐に渡る地域である。農道・耕作面積ともに狭く機械化等が難しい地域であるため、生産者の高齢化と後継者不足により農用地の荒廃が漸増している。

今後は、新たな担い手の確保と併せて、農用地の集積を図り、農業経営の安定と耕畜連携による循環型農業を目指していく。

オ 大藤地域

大藤地域は、ももを主体とした果樹生産地帯であるが、急傾斜で狭小な農用地が多く、近年、労力不足等から低生産性農地が漸増しており、効率的利用が図られていない状況にある。これらの状況を打開するため、中萩原では「らくらく農業推進委員会」により、耕作放棄地

を含めた既存果樹園の再整備に取り組んできた。整備後は省力化・低コスト化が図られ、作業受託や農用地の流動化も進み、県内では既存果樹園の再整備のモデル地区となっている。

今後は、らくらく農園の更なる規模の拡大や新たな生産組織の育成強化を図るとともに、優良品種の導入、優良農用地の確保等、新しい産地作りを推進し農業の活性化を図る。

カ 玉宮地域

玉宮地域は、塩山地区で最も高地に位置した山間傾斜地帯である。南部は主としてももやぶどう、北部はすもも等が栽培されているが、北部の傾斜地帯は後継者不足により農地のかい廃が進んでいる。今後は、国の補助事業を活用しながら、生産基盤の確立等、地域にあった農業生産基盤整備を推進する。また、集団的・組織的な生産体制の整備を進め、担い手や新規就農者が活動しやすい環境の整備を図るとともに、農地への通作や共選所への運搬等の営農条件の改善を進める。

(2) 勝沼地区

ア 勝沼地域

勝沼地域は、平坦地と東部傾斜地からなり、古くからぶどうの樹園地帯が形成され、団地化した農用地が存在する。今後も基幹産業のぶどうの振興に努め、農用地の有効利用を図っていく。

本地域は勝沼地区の中心でもあり、今後とも旧甲州街道周辺では宅地化の需要が高まると予想されるため、集団的農地の確保に努めながら、国道 411 号沿いを拠点とした道路網の整備に伴う沿道型観光農業も推進し、総合的な基盤の整備を図る。

イ 祝地域

祝地域は、勝沼地域とともに古くからぶどうを基幹作物とした果樹地帯を形成してきたところで、今後とも果樹の生産基盤の整備に努める。

一方で、中央道勝沼インターから国道 20 号を經由し勝沼地区にアクセスする玄関口であり、ワイナリーも非常に多いことから、観光直売施設の立地が今後とも予想される地域である。このため、観光、農業、ワインと連動した果樹生産の持続的・継続的な発展をめざすとともに、扇状起伏する台地の景観の保全にも留意した生産基盤の整備を図る。

ウ 東雲地域

東雲地域は山林がほとんどない平坦な地域で集団的な農用地が広がり、ももとぶどうを主体とする果樹地帯が形成されている。また、その地形的な特性から勝沼地区では比較的経営規模の大きな果樹地帯でもある。

一方で山梨市の市街地と接しているため、住宅地としての開発が進んでいる。このため、非農業的土地利用との調整を十分図りながら、優良農地の集団的な確保に努める。

エ 菱山地域

菱山地域は、ぶどうを主体とする果樹地帯で、集団的な農用地が広がっている。

一方、地域には JR 勝沼ぶどう郷駅があり、また宿泊施設と日本最大級のワインショップを有する観光施設である「ぶどうの丘」が立地していることから観光客が多い。管内は篤農家の割合が高く、その大半は系統出荷が主であるが、今後は「ぶどうの丘」を拠点とした観光農業を検討していく。

また、後継者が多い地域なので、農道等の農業生産基盤の整備を進めており、経営耕地の集団化を図るとともに担い手の育成を図る。

(3) 大和地区

本地区は、大半が急傾斜の山岳地帯である。地区の西部から中心部にかけては国道 20 号及び JR 中央本線が走り、南面傾斜を利用した農地にはぶどう、もも、すももを主体とした果樹栽培が行われている。今後も農道、水路の整備を行うとともに、立地を活かした観光農業の振興を図る。

一方、地区南西部から東部の急傾斜山間地帯では、その特性を活かした山菜等の、特産物の振興や観光資源と結びつけた農業経営を推進する。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図	備考
		受益地区	受益面積	番号	
塩山 県営畑地帯総合整備事業 (担い手支援型)	農道 L=290m 水路 L=290m	日下部 (上井尻)	5.0 ha	1	H24~R8
勝沼 県営畑地帯総合整備事業 (担い手支援型)	ほ場 14.6ha 農道 L=5,207m 排水路 L=2,268m	山	121.0 ha	2	H22~R5
勝沼 県営畑地帯総合整備事業 (担い手支援型)	ほ場 31.9ha 農道 L=7,992m 排水路 L=1,430m	菱山	156.0 ha	3	H26~R8
活力のある農業・農村施設 整備事業	久保田水路改修工事 L=200m	山	1.0 ha	4	R5
活力のある農業・農村施設 整備事業	村西橋爪水路改修工 事 L=109m	下塩後	1.0 ha	5	R5
農業体質強化基盤整備促進 事業	農道勝沼64号線改修 工事 L=1000m	東山東部	-	6	R4~R7

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

4 他事業との関連

該当なし。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本地域の農地は大半が樹園地であり、ぶどうやももをはじめとする果樹を中心に栽培している。果樹栽培は、稲作等と比較すると作業の機械化や作業委託は適していないことから、農業者の高齢化等に伴う労働力不足は、耕作放棄地の発生につながってしまうことが多い。

耕作放棄地や管理が行き届いていない農地は、農地としての機能が低下するとともに、防災や環境

保全の面からも、当該農地だけでなく、周辺の営農環境にも悪影響を及ぼすこととなる。

優良農地の保全・確保のため、本地域の農業を担う農業者の規模拡大、農地の利用集積に応え、基盤整備を図る。

また、農道の整備等地域の実態に即した手法によって農地の機能回復を図り、農業委員会を中心とした農地のあわせん活動や農地中間管理事業等を活用し、これらの農地を法人経営も含めた地域農業の担い手へ集積することで、農地の保全に努める。

野生鳥獣による農作物の被害を防ぐために、被害状況を的確に把握したうえで、電気柵や防護柵等の効果的な鳥獣害防止対策を推進する。

また、高齢化や混住化等によって、農地・農業用水等の資源の適切な安全管理が困難になっているなか、これらが有する多面的機能を維持・発揮することが求められていることから、地域ぐるみでの効果の高い共同活動や営農活動を支援する多面的機能支払交付金を活用し、農地・農業用水等の資源の適切な安全管理を図る。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
農地保全施設整備	地域による農地管理	塩山	90.0 ha	1	多面的機能支払交付金
農地保全施設整備	地域による農地管理	奥野田	80.0 ha	2	多面的機能支払交付金
農地保全施設整備	地域による農地管理	大藤	98.0 ha	3	多面的機能支払交付金
農地保全施設整備	地域による農地管理	玉宮	50.0 ha	4	多面的機能支払交付金
農地保全施設整備	地域による農地管理	松里	126.0 ha	5	多面的機能支払交付金
農地保全施設整備	地域による農地管理	勝沼	96.0 ha	6	多面的機能支払交付金
農地保全施設整備	地域による農地管理	祝	90.0 ha	7	多面的機能支払交付金
農地保全施設整備	地域による農地管理	東雲	108.0 ha	8	多面的機能支払交付金
農地保全施設整備	地域による農地管理	菱山	74.0 ha	9	多面的機能支払交付金

3 農用地等の保全のための活動

(1) 耕作放棄地解消・再生に向けた支援

耕作放棄地については、荒廃農地の発生、解消状況に関する調査によって把握し、地区単位で年度ごとのデータを第三者等に公表できるようにする。再生利用が可能な農地については農地中間管理事業等を活用し耕作放棄地解消と再生に向けた支援を行う。

(2) 農用地利用集積のための利用調整

農地の利用集積にあたっては、農業委員及び農地利用最適化推進委員が中心となり、甲州市

農地流動化奨励補助金制度活用の奨励、貸し借りにおける権利移動等の調整、または法人経営等への農地利用調整について取り組むとともに、農地中間管理機構との連携を強め、地域の農地集積の促進に努める。

集落の農地利用調整については、集落営農の組織化及び効率的かつ安定的な農業経営に対する農地の利用集積の推進に資するものであり、集落の合意に基づいた円滑な農地の集積を図るため、地域計画の策定及び実現に向けた話し合いの機会づくりを進め、地域・集落内の農地利用の再編成を進めていく。

企業等への農地利用調整については、耕作放棄地の解消及び発生の防止等を図り、地域の農地の効率的な利用の確保に資するものであり、農地中間管理事業の積極的な活用等により、企業等の農業への円滑な参入の促進を支援する。

また、市内には多数のワイナリーが存在するため、甲州ぶどうをはじめ、その他醸造専用種の栽培を目的とした生産基盤を強化し、耕作放棄地の発生の防止とワイン産業の振興を図る。

(3) 耕作放棄地の有効活用を図るための取り組み

耕作放棄地の活用にあたっては、すでに「らくらく農業推進委員会」による、耕作放棄地の解消と既存果樹園の再整備を目的とした取り組みの実績がある。機械も入らない急傾斜地の棚田を高齢者でも無理なく作業できる果樹農園に生まれ変わらせた。整備後は省力化、低コスト化が図られ、作業受託や農用地の流動化が進み、県内では既存果樹園の再整備モデル地区となっている。

今後も「らくらく農園」の取り組みや、やまなし担い手サポート農地整備事業の活用をひとつのモデルとして捉え、農地の集団化、農地の防災保全、機能低下防止のための条件整備を行い、農地の有効活用、農作業の合理化・効率化及び農村景観の保全に努める。

耕作放棄地の問題は、作物の収量減や農業の活力喪失につながる。また、病気や害虫の被害が周囲に広がりやすくなり、山間地では農作物を食い荒らす鳥獣のすみかにもなる。耕作放棄地解消に向け、農業委員会を中心とした農地パトロールを通して正確な基礎情報の把握に努める。畑は数年放置すると原野化し、再生が難しくなることから、再生可能とみられる農地については、貸借により担い手への農地利用の集積・集約化を促進するとともに、各種補助事業等を活用しながら解消に向けた取り組みを進める。

(4) 野生鳥獣による被害を軽減するための支援

野生鳥獣による被害が深刻かつ広域化し、農業者の生産意欲の減退や耕作放棄地の増加の要因となっている。このため地区単位の保護管理組合が設置された地区から順次防護柵の計画的な整備を進めている。また、個人農業者等に対しては、鳥獣害防止のための資機材購入に対する助成などの支援を行い、被害防止を図る。

(5) 地域共同で行う多面的機能を支える活動や地域資源の質的向上を図る活動の支援

農業の持続的発展と多面的機能の健全化を図るためには、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要であるが、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となってきている。

このため、多面的機能支払交付金の活用により、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源の保全管理を行う取り組みを支援しており、地域においてこれらの施設の基礎的な保全管理活動及び農村環境の保全のための活動等を効率的かつ継続的に行っている。

今後さらに、地域共同による農地・農業用水等の基礎的な保全管理活動に加え、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う取り組みに対して支援する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本地域は果樹の一大産地として、さらにはワイン醸造業を基盤とした産業振興が盛んに行われてきた。その他、立地条件に合わせた果樹、野菜、畜産、きのこ等を組み合わせた複合経営や観光農業が展開されている。

しかしながら近年、農業従事者の高齢化や農業後継者の他産業への流出により農業の担い手不足は深刻さを増しており、中山間地域の条件不利地を中心に、耕作放棄地は確実に増加してきている。今後遊休化のおそれがある農地を含めて、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用を図る農地については認定農業者や法人等へ中間管理機構を通じた集積を促し、積極的に耕作放棄地の発生防止及び解消に努める。

農業の担い手を確保するためには、農業が魅力ある産業として発展することが不可欠である。基本的農業経営の目標として、農業以外の分野における従事者の生涯所得を勘案し、年間農業所得 500 万円（1 個別経営体）、年間総労働時間 1,800 時間（主たる農業従事者 1 人）の水準の実現を目指し、効率的かつ安定的な経営体の育成を図る。

この目標を達成するための農業経営指標として、既に本市又は近隣市において成果が上がっている優良事例を参考にする。本市における主要な営農類型については、ぶどう、ももを経営

の柱に置きながら、同一品目による労力分散を狙い品種選択する形と、複数の品目を組み合わせる形の二極化による複合経営を構築し、さらに生産形態（露地・施設）をバランスよく組み立てることで、農作業のリスク分散を可能にした経営確立を図ることを基本とする。

それぞれの営農類型内容は以下のとおりである。

	営農類型	目標規模 (ha)	作目構成	経営体数	流動化 目標面積(ha)
個人 経営体	モモ専作	1.4	露地	458	335.1
	ブドウ専作	1.0	露地	549	286.9
		0.8	ハウス+露地	250	104.5
		1.1	露地（醸造用+生食用）	138	79.3
	モモ+スモモ+ブドウ	1.0	露地	154	80.5
	スモモ+ブドウ	0.9	露地	100	47.0
	オウトウ+モモ+スモモ	1.3	露地 (観光露地含む)	40	27.2
	モモ+ブドウ+加工柿	1.1	露地	120	69.0
	トマト	1.0	施設	10	-
	野菜複合	1.7	露地 レタス ハウレンソウ キャベツ ナス トマト カボチャ ピーマン ニンジン ダイコン タマネギ	20	-
養豚	200頭（母豚）	肥育豚	1	-	
団体 経営体		0		0	0.00

※値はR14の見直し

（２）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

これらの目標を達成するため、将来の農業を担う若い農業経営者の意向、経営環境等、またその他の経営に関する基本条件を考慮して、農業者または農業に関係する各種団体が地域の農業振興を図るために行う自主的な努力を支援し、意欲と能力のあるものが積極的に農業経営の発展を目指すことができるよう、農地中間管理事業その他の措置を総合的に実施する。特に農

業経営基盤強化促進法にもとづく認定農業者制度については、本制度を経営者の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会等の支援による認定農業者への農用地利用集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって関係機関、関係団体に協力を求めつつ、制度の積極的な活用を図るものとする。

このような基本方針のもと、以下の方向で誘導する。

ア 指導体制の充実と担い手経営体の明確化

峡東農務事務所、総合農業技術センター、果樹試験場、畜産酪農技術センター、家畜保健衛生所及びフルーツ山梨農業協同組合、甲州市地域再生協議会等との十分な連携のもと、濃密な指導を行うための体制を編成することにより、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にしていく。

また、優良経営体を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して、上記の指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって農業経営の発展を目指し、それぞれの農業経営改善計画の作成と相互の連携が図れるよう指導する。さらに、農地所有適格法人等の農業参入への指導を強化し、経営の多角化を目指す経営能力に優れた大規模経営体の育成を図る。

イ 農用地利用集積の促進

農業経営の改善による経営体の育成を図るため、土地の有効利用を図ることが重要であることから、地域計画を活用するとともに農業委員及び農地利用最適化推進委員を核とし、農地中間管理機構やフルーツ山梨農業協同組合との連携をとり、規模拡大を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地の利用集積を促進する。

このような農地貸借による経営規模拡大とあわせて、集約的な経営の展開を推進するために、県関係機関の指導のもとに、ハウスの作型の検討や優良品種の導入による高収益化を図る。

ウ 生産組織の育成

果樹栽培における管理作業の受託や、農作業の共同化を進めることによって、地域の営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図る。また、アグリマスターを養成し、幅広い生産組織に技術支援の機会を図る。

エ 小規模農家等の役割

小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等については、認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営との間で補助労働力の提供などの役割分担によ

り、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域農業が全体として発展するよう、理解と協力を求める。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

市農業委員会、峡東農務事務所、農地中間管理機構、フルーツ山梨農業協同組合等の関係団体と連携し、認定農業者もしくは組織経営体、また今後認定を受けようとする農業者もしくは生産組織等を対象に、以下の方策のもとに農地の利用集積を進め、その規模拡大を支援する。

(1) 広報活動

市広報誌、ホームページ及び農地中間管理事業などのリーフレット等により、事業内容の周知徹底を図る。

(2) 農地中間管理事業

農地中間管理機構と連携し、認定農業者を中心とした農業経営の規模拡大、農地の集団化などを旨とする農業者への農地の集積に対する支援を行い、地域の担い手や集落営農組織等の育成に努める。

(3) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想により、農業委員会とフルーツ山梨農業協同組合において調整を図りながら、農業従事者の育成や確保を促進する事業を実施して、農地の利用改善を計画的に進める。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市農業の中心であるぶどう、もも、すもも等の果樹を核とした農業振興を図るため、生産・加工・流通過程における農業施設の近代化及び通信システムの強化・充実を進める。

このため、既存のCATVを活用して、①正確な気象情報を収集する。②病虫害防除等の農業技術情報を提供する通信システムの強化、充実を図り、病害対策に努める。

フルーツ山梨農業協同組合では、効率的な共選体制の構築を目指し、透過式光センサー選別機の導入を図る。また、生産においては品質向上と経営安定を考慮して施設栽培の維持を図るとともに、病気の発生を抑制できる雨よけ施設の導入等を推進している。

流通・販売においては、戦略的な販売ルートの確立を目指し、経済成長著しいアジア圏のトップセールス等を通じた輸出の販路開拓・拡大を図るとともに、今後は輸出への取り組みに対応した流通・販売システムの導入を進める。また、ぶどう「シャインマスカット」の冷蔵による長期保存技術を実証し、果実の販売経路拡大に向けた貯蔵体制の整備を図っていく。

さらに、加工、飲食、観光ビジネスと連携することで、農産物生産を起点としたブランド力を高めつつ、付加価値の高いアグリビジネスの創出をめざす。

市の情報発信については、既存の市ホームページにおいての提供、ふるさと納税の返礼品の強化・充実を図りながら、ブランド力強化の一助とする。なお、ふるさと納税返礼品については山梨県ふるさと納税返礼品（県産果実）品質確保協議会が策定したガイドラインに準じた品質の均一化と安定化を確保する。

また、国内農産物の需要拡大と地産地消の推進を図るため、農産物直売所（ファーマーズマーケット）や農産物加工施設を整備する。また、学校給食等への地元農産物の提供・食育の推進を図る。

（１） 塩山地区

ももについては、本地区内に選果場が５か所あったが、玉宮は、平成２４年度から大藤へ統合して４か所になり、奥野田は令和２年度に透過式光センサーを更新する等老朽化に伴う設備の更新を行った。

令和５年３月に塩山、奥野田支所管内の共選所を統合した塩山統合共選所が熊野地区に整備され、ぶどうとすももの共選を１か所に機能集中させることで、作業効率化を図るとともに、海外への輸出に向けた体制整備、海外市場への販路拡大、また品質の均等化によるブランド価値の向上が期待されている。

（２） 勝沼地区

平成２６年３月に東雲支所共選所及び直売所をの整備に伴い、糖度、着色、形状を同時に測定できるもの光センサー選果機を導入したことで、共選体制が改善され、品質の向上と安定化が図られた。また、輸出促進により収益性が向上し、生産者の経営安定が図られている。

また、ワイン産業の一層の育成を図るため、より高品質で消費者ニーズに対応できるワイン加工施設、長期熟成を狙いとしたワイン貯蔵施設などの整備に対する支援を進める。

（３） 大和地区

本地区ではぶどう、もも、すもも等の果樹の農業振興を進めるにあたって、より高品質かつ効率的な生産から流通までの体制づくりが課題となっている。

本地区においては、もも、すももは箱選、ぶどうは統一共選を行っているが、今後は、勝沼地区の共選場との統合による、より効率的な出荷体制を整えていく。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
塩山・勝沼 携帯用透過式非破壊糖度計測器	4台	塩山・勝沼	20.4ha	2,300名	フルーツ山梨農業協同組合	1	
塩山 干柿乾燥機	6台	松里地区	0.93ha	6名	松里地区枯露柿部会	2	
塩山 箱選ライン	1カ所	塩山	127 ha	453 戸	フルーツ山梨農業協同組合	3	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の基幹産業である果樹を中心とした農業の持続的発展を図るためには、経営感覚の優れた担い手の確保・育成が欠かせない。その中心的な担い手である認定農業者を地域計画に位置付けるとともに、将来の市農業を担うべき新規就農者の育成・確保に努める。そのためには、山梨県就農支援センター、農地中間管理機構、甲州市地域農業再生協議会、フルーツ山梨農業協同組合等の関係機関と連携し、新規就農支援体制の充実・強化を図りながら、幅広く人材の掘り起こしを進める。

新規就農の形態として、Iターン、Uターン者による就農や「定年帰農」と言われる退職者の就農があるが、その他にも早期退職や転職先としての就農等様々なケースがある。これらに対応すべく、地域計画を活用する中で第二の人生と活躍の場として本地域での就農を誘導していく。

また、女性農業者についても、従来の経営主である夫の手伝いから、自らが経営主となって活躍し、女性単身で新規に就農する等、農業の担い手としての役割が大きくなっており、女性農業者たちの活動支援や掘り起こしが、担い手確保にとっても重要となっている。

本市では、平成18年12月に、「空き家情報バンク制度」を設け、市内に定住を希望する人たちへの情報提供を始めた。今後もこの制度を継続活用し、本地域への新規就農希望者に対して積極的に情報提供していく。

また、将来の担い手確保のためには、甲州市アグリトレーニー制度（フルーツ山梨農業協同組合が出資して設立された株式会社あぐりフルーツが支援機関）を活用し、就農希望者や新規就農者の就農定着を図り、子供達には農業体験の機会を多く提供する等、農業をより身近なものとし、魅力ある将来の職業として選択してもらえるような働きかけにも努めていく。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模		施設の 対象者	対図 番号	備考
就農支援施設	農産物の 生産・販売等	塩山上塩後	5～10名	アグリトレーニー	1	

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 認定農業者の確保育成

甲州市地域農業再生協議会と連携し、認定農業者制度のPRと農業経営改善計画の策定支援により認定農業者の確保育成を図る。また、終期を迎える認定農業者に対して、再認定の促進を図る。

(2) 農業技術・知識の習得への支援

甲州市就農定着総合支援制度、甲州市アグリトレーニー制度等を活用したアグリマスターによる技術取得支援や、就農希望者や新規就農者を対象とした県関係機関、フルーツ山梨農業協同組合が主催する技術研修会等への積極的参加の呼びかけを行う。

(3) 就農準備等に必要な資金手当の支援

就農希望者には、新規就農者育成総合対策の就農準備資金、経営開始資金、経営発展支援事業や甲州市農地流動化奨励補助金等の補助制度、青年等就農資金等の農業制度資金の利活用をPRし、その就農を支援する。

(4) 生産基盤となる農地の円滑な権利取得等に対する支援

農地取得によって規模を拡大しようとする認定農業者に対しては、農業委員会、農地中間管理機構、フルーツ山梨農業協同組合等と連携しながら、農地のあっせん等を行う。

(5) 就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制への支援

農地情報や技術・気象情報、市況情報等、農業生産・経営に関する情報の収集・提供の支援を行う。

(6) 将来の担い手の確保等の観点からの農業教育の推進

農業に関する知識や関心を深めるために、峡東農務事務所や峡東地域世界農業遺産推進協議会が主催する農業に関するワークショップ等の開催、体験学習を通して、農業教育の推進を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本地域の農業は、もも、ぶどう、すもも、おうとう等の果樹を主体とし、これらの果樹専作をはじめ、花きや野菜を組み合わせた複合経営を含め、効率的かつ安定的な農業経営を目指している。一方で、経営耕地面積の小規模な農家も多いことから、自給的農家と兼業農家を合わせると、総農家の約7割を占めており、農業経営の維持、継続のために、農業従事者は他産業からの収入にも頼っている。

兼業農家では、日雇いや臨時雇いに従事する人も少なくない状況であり、不安定な就業と収入を強いられている場合もある。農業従事者の生活の安定化と農業の継続のためにも、他産業において安定的な就業による収入の確保を促進することが重要である。

農業に関連した他産業としてこれまでも、ワイン醸造やぶどう狩り等の観光農業を展開してきた。今後は多様な観光農業をより推進し、農産物加工についても多チャンネル化を図り、さらに、飲食、宿泊、多様なサービス業と、農業を軸とした多様な観光産業を展開し、農業従事者の安定的な就業の促進を図る。

また、農業関連以外においても、市の都市機能の発展を図り、サービス業や商業を中心に、新たな産業分野においても、市内での恒常的勤務や自営兼業による安定的な就業を促進し、出稼ぎの解消や日雇い・臨時雇いの不安定な就業の改善を図る。

単位：人

区分		従業地										
I	II	市町村内			市町村外			合計				
		男	女	計	男	女	計	男	女	計		
恒常的勤務	建設業・製造業・卸売・小売業	123	48	171	277	62	339	400	110	510		
	宿泊業・飲食サービス業	7	2	9	14	3	17	21	5	26		
				0			0	0	0	0		
	計	130	50	180	291	65	356	421	115	536		
自営兼業	建設業・製造業・卸売・小売業	153	72	225	45	6	51	198	78	276		
	宿泊業・飲食サービス業	18	21	39	5	3	8	23	24	47		
				0			0	0	0	0		
	計	171	93	264	50	9	59	221	102	323		
出稼ぎ	建設業・製造業・卸売・小売業			0	2	1	3	2	1	3		
	宿泊業・飲食サービス業			0	1	1	2	1	1	2		
				0			0	0	0	0		
	計	0	0	0	3	2	5	3	2	5		
日雇い・臨時雇	建設業・製造業・卸売・小売業	39	128	167	47	104	151	86	232	318		
	宿泊業・飲食サービス業	6	38	44	10	33	43	16	71	87		
				0			0	0	0	0		
	計	45	166	211	57	137	194	102	303	405		
総計				346	309	655	401	213	614	747	522	1,269

参考資料：国勢調査（R2）

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業以外の産業に所得を依存する傾向が進むなかで、農業労働力の高齢化、農業後継者不足が進行している。このため認定農業者制度の活用やIターン・Uターン者による新規就農者や定年退職後の帰農者を支援し、農業者が市内に定着できるよう、世界農業遺産認定を生かした農産物のブランド化の推進や、既存流通体制の一層の充実に加え、流通の国際化に向けた取り組みや6次産業化の推進など多面的な取り組みを行い、農業の持続的な発展を図る。

また、農村地域工業等導入促進法（平成29年の法改正により「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に名称変更）に基づき誘致を行った既存企業と地域創生に関する連携を図りながら、積極的な雇用対策を行い、農業従事者が安心して就労できる場の確保に努める。

さらに、県、ハローワークとの連携を強化して雇用対策を推進するとともに、甲州市中小企業労務改善協議会の活動をさらに活発にして、市内で働く勤労者の労務福祉の向上、労務管理の改善を目指す。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市は市街化の進んだ都市計画区域用途地域を除くとそのほとんどが農村地区であり、生産と生活の場が混然となっている。

安全性に関しては、大規模地震や風水害等の災害に強い安全で安心なまちづくりを進めるため、消防団の活性化や常備消防・救急体制による地域防災力の一層の強化を図るとともに、自主防災組織の充実・強化など地域防災計画に基づく防災体制の充実を図る。そのほか、防犯に対しては防犯灯のLED化補助を継続的に実施し、道路交通についてはカーブミラーの整備や停止線の設置・修繕を進める。

保健性については、市内医療機関の診察内容の充実や医師会等との連携を促進し地域医療体制の充実を図る。

環境性については、循環型社会の形成を目指し、各家庭での3R運動を充実させ、ごみの減量化に向けたライフスタイルへの転換を進めるとともに、勝沼地区については、一部でリサイクルステーションの未整備地区が存在することから、順次設置を進めていく。

利便性においては、幹線道路や生活道路の整備を進め、広域的な道路網と地域内道路の双方において整備・改良を進めるとともに、公共交通機関については、「甲州市地域公共交通計画」を踏まえ、市民バスやデマンドバス等の更なる利便性の向上を図る。その他情報通信基盤の整備を促進し、情報化社会への対応を図る。

快適性については、市民の憩いの場所である市内14都市公園の長寿命化やバリアフリーなど計画的な整備を推進し、快適な都市環境づくりや魅力ある市街地の形成を目指す。

文化性については、甲州市中央公民館、勝沼中央公民館、大和公民館、地区公民館、自治公民館、図書館などを生涯学習の拠点として、生涯の各期に応じた各種の教室・学級等を開催するとともに、学習情報の提供や広報・啓発活動を推進しているため、これらの施設の適切な維持管理を図り、豊かな生涯学習社会の実現に努める。

2 生活環境施設整備計画

該当なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林面積は21,105haで、総面積の79.9%を占めている。森林の所有形態別でみると、公有林が10,421ha(49.4%)、私有林が10,684ha(50.6%)を占めている。ヒノキ・カラマツを主とした人工林の面積は10,579haであり、人工林率は50.1%である。人工林の樹種構成はスギが218ha、ヒノキが3,932ha、アカマツが1,291ha、カラマツが4,389ha、その他749haでヒノキ・カラマツが全体の78.7%を占めている。年齢構成は8歳級以上の人工林が9,098haと人工林全体の8割以上を占めている。

本市の森林は地域住民の生活に密着した里山林や林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯から、大径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帯まで多種多様な森林で構成されていることと、急峻な地形が多いことが特徴である。林業生産活動が困難な、急峻な地形の森林においては、山地災害防止のため、林地保全を重視した森林整備を推進する必要がある。

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能の確保を図りつつ、森林施業の集約化及び作業路網の充実により人工林資源を積極的に活用するため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施及び健全な森林資源の維持造成を図るとともに、利用期を迎えた森林の間伐を中心とした整備と適正な管理のため、森林組合を核として施業の集約化を図り、計画的かつ効率的な施業を行うための路網の整備を推進する。

以上の整備を推進し里山の保全を行いながら、周辺の農地の荒廃を防ぐ。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし。

第9 付図

1. 土地利用計画図（付図第1号）
2. 農業生産基盤整備開発計画図（付図第2号）
3. 農用地等保全整備計画図（付図第3号）
4. 農業近代化施設整備計画図（付図第4号）
5. 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図第5号）

別 記

(1) 農用地区域

ア. 現況農地等に係る農用地区域

次の表の「区域の範囲」欄に上げる区域内に含まれる土地のうち「含める農地」欄に揚げる土地を農用地区域とする。

イ. 現況森林、原野等に係る農用地区域

該当なし。